

奈良市公報

第 206号

平成 18年 3月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

規 則	
奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱	2
一般競争入札の実施	3
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	4
市営住宅空家入居者の募集	5
放置自転車等の保管	5
住居番号の設定	5
開発行為許可処分及び建築制限緩和承認処分の取消し	5
平成 17年度被表彰者の氏名等	6
予防接種の実施の一部改正	8
放置自転車等の保管	8
放置自転車等の処分	8
生活保護法の規定による施術者の指定	8
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	8
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	8
放置自転車等の保管	9
予防接種の実施の一部改正	9
放置自転車等の保管(2件)	9
開発行為に関する工事の完了	9
月ヶ瀬観光会館の臨時開館	9
放置自転車等の保管(2件)	9
生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	10
生活保護法の規定による施術者の指定	10
開発行為に関する工事の完了(2件)	10
結核指定医療機関の指定辞退	11
放置自転車等の保管(2件)	11
公 営 企 業	
一般競争入札の実施	11

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示	12
一般競争入札の実施	14
教 育 委 員 会	
定例教育委員会の開催	15
選 挙 管 理 委 員 会	
奈良市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧	15
選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧	15
在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	16
農 業 委 員 会	
小作料の標準額の決定	16
奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程	16
農地部会の招集	16
農政部会の招集	16

規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18年 2月 7日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 10号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則(昭和 46年奈良市規則第 15号)の一部を次のように改正する。

第 7条第 7号中「原動機付自転車、小型特殊自動車試乗標識亡失・き損申告書」を「原動機付自転車、小型特殊自動車試乗標識き損・亡失・摩滅申告書」に改める。

別記第 40号様式の(表)中

「

職業又は勤務先

」を「

職業又は勤務先

」に、

配偶者の有無	有	配偶者控除	氏 名 (生年月日)明・大・昭 年 月 日
	無	配偶者特別控除	(収入金額 円) 配偶者の合計所得金額 円

を

配偶者控除	配偶者の氏名 (生年月日) 明・大・昭・平 年 月 日	に、
配偶者特別控除	(収入金額 円) 配偶者の合計所得金額 円	

障害者控除	氏名 (級)	を
老年者控除	氏名 (級) 年 1月 1日以前に生まれた人で 合計所得金額が 1,000万円以下の人	

障害者控除	氏名 (級)	に、
	氏名 (級)	

「 配当所得がある方は、下記の配当所得に関する事項欄にも記入してください。 」 を 「 配当所得がある方は、下記の配当所得に関する事項欄にも記入してください。 」

に、 「 保険金等で補てんされる金額^B 」 を 「 保険金等で補てんされる金額^B 」 に、 「 保険金等で補てんされる金額^B 」 を

「 保険金等で補てんされる金額^B 」 に改める。

別記第 9号様式中

「 原動機付自転車 試乗標識亡失・き損申告書 」 を 「 原動機付自転車 試乗標識き損・亡失・摩滅申告書 」 に、
「 小型特殊自動車 試乗標識亡失・き損申告書 」 を 「 小型特殊自動車 試乗標識き損・亡失・摩滅申告書 」 に、

「 亡失・き損の年 月 日 」 を 「 き損・亡失・摩滅の年 月 日 」 に、

「 亡失・き損の理由 」 を 「 」 に、

「 き損・亡失・摩滅の理由 」 に、

「 亡失・き損した 」 を 「 き損・亡失した 」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則の規定中個人の市民税の部分は、平成 18年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
(平成 18年 2月 7日揭示済)

告 示

奈良市告示第 58号

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成 18年 2月 1日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1条 市民のより良い生活環境の形成を目指し、計画的かつ効率的にごみ焼却施設の移転を推進するため、奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画の策定に関すること。
- (2) 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討に関すること。
- (3) ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の設備及び焼却方法の変更等に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項
(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治連合会の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が適当と認めたる者
(任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 8 条 委員は、委員会の会議において、非公開とした事項については、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、環境清美部施設移転推進室において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 18年 2月 1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、ごみ焼却施設の移転が完了し、移転後の

施設が稼動した日限り、その効力を失う。

(平成 18年 2月 1日掲示済)

奈良市告示第 59号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 18年 2月 1日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事(公 11)北之庄西町一丁目～北之庄町地内ほか 22件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「堅審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 18年 2月 6 日までは入札控室、同月 7 日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札

- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 18年 2月 6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 18年 2月 10日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
熊取幹線 - 30	奈良市中町 254- 3	奈良市中町 258- 7
大淵池幹線 - 134	奈良市中山町 1164- 3	奈良市中山町 1168
大淵池幹線 - 135	奈良市中山町 1168	奈良市中山町 1177- 65
大淵池幹線 - 136	奈良市中山町 1177- 66	奈良市中山町 1177- 67
大淵池幹線 - 137	奈良市中山町 1177- 65	奈良市中山町 1177- 67
山陵第 1 幹線 - 8	奈良市山陵町 1085- 1	奈良市山陵町 1085- 1
あやめ池南幹線 - 443	奈良市菅原町 379- 2	奈良市菅原町 305- 4
あやめ池南幹線 - 444	奈良市菅原町 379- 2	奈良市菅原町 381- 2
五条幹線 - 196	奈良市七条町 105- 2	奈良市七条町 106- 2
紀寺幹線 - 22	奈良市東紀寺町一丁目 703- 3	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1
紀寺幹線 - 23	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1
紀寺幹線 - 24	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1

によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 18年 2月 7日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 18年 2月 1日掲示済)

奈良市告示第 60号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33年法律第 79号)第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 18年 2月 1日から 2 週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 18年 2月 1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 18年 2月 15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市中町、中山町、山陵町、菅原町、七条町、東紀寺町一丁目、八島町及び南紀寺町三丁目の各一部

紀寺幹線 - 25	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1
紀寺幹線 - 26	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1
紀寺幹線 - 27	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1
紀寺幹線 - 28	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1	奈良市東紀寺町一丁目 703- 1
藤原幹線 - 41	奈良市八島町 126- 1	奈良市八島町 225
北永井幹線 - 298	奈良市南紀寺町三丁目 142- 2	奈良市南紀寺町三丁目 142- 29
北永井幹線 - 299	奈良市南紀寺町三丁目 142- 3	奈良市南紀寺町三丁目 142- 19

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 18年 2月 1日揭示済)

奈良市告示第 61号

奈良市営住宅空家入居者を次のとおり募集します。
平成 18年 2月 1日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成 18年 2月 1日揭示済)

奈良市告示第 62号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 18年 2月 1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 18年 2月 1日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- ア 移動費 2,000円
- イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は

無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 18年 2月 1日揭示済)

奈良市告示第 63号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 18年 2月 1日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成 18年 2月 1日揭示済)

奈良市告示第 64号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 81条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり開発行為許可処分及び建築制限緩和承認処分を取り消したので、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 18年 2月 1日

奈良市長 藤原 昭

1 措置

- (1) 都市計画法第 29条第 1 項の規定に基づく開発行為許可の取消処分
許可番号(平成 13年 4月 18日付、奈良市指令都整開第 01A - 3 号)
- (2) 都市計画法第 37条第 1 号の規定に基づく建築制限緩和承認の取消処分
承認番号(平成 13年 5月 7日付、奈良市指令都整開第 01G - 8 号)

2 命じられた者

奈良市法華寺町 468番地の 3
株式会社リヴェール 代表取締役 花澤 泰介

3 理由

当該開発行為許可及び建築制限緩和承認を取得後、工事満了期間を徒過した後も着手届等一切の手続を行わず、未着工の状態に放置している。都市計画法第 80条第 1 項に基づく通知及び催告について、なんら回答をしていない。行政手続法(平成 5 年法律第 88号)第 13条第 1 項第 1 号の規定に基づく聴聞に際して、正当な理由なく欠席した。

これらのことから、当該開発行為を行う意思及び信用を欠いているものと判断するため。

(平成 18年 2月 1日揭示済)

奈良市告示第 65号

奈良市表彰条例(昭和 33年奈良市条例第 1号)第 7条の規定に基づき平成 17年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成 18年 2月 1日

奈良市長 藤 原 昭

有功表彰の部(26名)

氏 名	住 所	事 績
大川 靖則	秋篠町	条例第 3 条第 1 項第 1 号
吉田 肇	法蓮町	条例第 3 条第 1 項第 4 号
今城 隆廣	四条大路一丁目	条例第 3 条第 1 項第 5 号
舟戸 武史	花芝町	条例第 3 条第 1 項第 5 号
村田健一郎	餅飯殿町	条例第 3 条第 1 項第 5 号
市川 將	大安寺二丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
谷川 正時	南袋町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
谷口 晴康	法蓮町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
石井 淳一	あやめ池南一丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
野崎 善男	東向北町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
田村 美子	芝辻町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
杉江 雅彦	西登美ヶ丘六丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
南田 昭典	宇陀市	条例第 3 条第 1 項第 6 号
岡本 信男	柏木町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
福田 惠一	左京二丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
葛原 克巳	西笹鉾町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
原田 汎寸	藤ノ木台三丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
酒井 達雄	山陵町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
田村 優	朱雀六丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
丸尾 嘉保	大柳生町	条例第 3 条第 1 項第 6 号

森 保等	四条大路三丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
武 正次郎	生駒郡平群町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
増田 健治	大安寺三丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
吉田 英明	西大寺本町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
辰己 勇	法蓮町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
生駒 正夫	肘塚町	条例第 3 条第 1 項第 6 号

功労表彰の部(136名、内 3 名氏名等公表辞退)

氏 名	住 所	事 績
本坊 信男	左京二丁目	条例第 4 条第 1 号
上田 堯英	南肘塚町	条例第 4 条第 1 号
平岡 弘一	京都府山城町	条例第 4 条第 1 号
福井 勝治	朱雀六丁目	条例第 4 条第 1 号
岡本トヨ子	法蓮町	条例第 4 条第 1 号
北川 健三	西大寺国見町一丁目	条例第 4 条第 1 号
野村 正雄	登美ヶ丘二丁目	条例第 4 条第 1 号
増田 孝雄	登大路町	条例第 4 条第 1 号
中野 重宏	高畑町	条例第 4 条第 1 号
上田 明	青野町	条例第 4 条第 1 号
栗田 尚幸	大和郡山市	条例第 4 条第 1 号
上田 憲一	藤ノ木台三丁目	条例第 4 条第 1 号
棚田 利嗣	高畑町	条例第 4 条第 3 号
今西 健二	川上町	条例第 4 条第 3 号
松岡 泰夫	雑司町	条例第 4 条第 3 号
小林 純一	内侍原町	条例第 4 条第 3 号
吉村 正利	法蓮町	条例第 4 条第 3 号
辻中 照雄	法蓮町	条例第 4 条第 3 号
濱藤 豊泰	法蓮町	条例第 4 条第 3 号
新木 悦也	今辻子町	条例第 4 条第 3 号
西田 輝吉	大宮町二丁目	条例第 4 条第 3 号
辻柿金次郎	法華寺町	条例第 4 条第 3 号
中尾 清忠	古市町	条例第 4 条第 3 号
寺井 隆	古市町	条例第 4 条第 3 号
杉浦 清	東九条町	条例第 4 条第 3 号
松本 末男	尼辻北町	条例第 4 条第 3 号
松村 久男	秋篠早月町	条例第 4 条第 3 号
木村 節二	学園北二丁目	条例第 4 条第 3 号
笹岡佳恵子	西大寺本町	条例第 4 条第 4 号
赤井 知代	登大路町	条例第 4 条第 4 号
飯田 善之	三条町	条例第 4 条第 4 号
中尾 清司	西寺林町	条例第 4 条第 4 号
佐原 房子	三条町	条例第 4 条第 4 号
久保 英雄	南紀寺町二丁目	条例第 4 条第 4 号

平野いその	南紀寺町三丁目	条例第 4 条第 4 号	友納 朝夏	朱雀二丁目	条例第 4 条第 4 号
米澤 照代	南紀寺町一丁目	条例第 4 条第 4 号	山下 雄司	朱雀五丁目	条例第 4 条第 4 号
田中 幸子	南京終町三丁目	条例第 4 条第 4 号	荻野 未子	左京三丁目	条例第 4 条第 4 号
井田 梅子	法蓮町	条例第 4 条第 4 号	木村 稜孔	恋の窪一丁目	条例第 4 条第 4 号
島津 幸男	北袋町	条例第 4 条第 4 号	高橋 勝子	四条大路一丁目	条例第 4 条第 4 号
北條 幹二	北小路町	条例第 4 条第 4 号	加藤 博	右京二丁目	条例第 4 条第 4 号
岡田健一郎	三条大路一丁目	条例第 4 条第 4 号	中川加年子	今市町	条例第 4 条第 4 号
今中千枝子	大宮町二丁目	条例第 4 条第 4 号	國分 昭則	あやめ池南三丁目	条例第 4 条第 4 号
木田 好子	芝辻町三丁目	条例第 4 条第 4 号	川村 晴子	富雄北三丁目	条例第 4 条第 4 号
島田 正一	芝辻町三丁目	条例第 4 条第 4 号	櫻井 立良	北登美ヶ丘二丁目	条例第 4 条第 4 号
兒島 孝夫	赤膚町	条例第 4 条第 4 号	平井夕力ネ	白毫寺町	条例第 4 条第 4 号
久萬 那枝	四条大路一丁目	条例第 4 条第 4 号	吉岡 正男	押熊町	条例第 4 条第 4 号
浅田 耕夫	藤原町	条例第 4 条第 4 号	今西 利宏	大和郡山市	条例第 4 条第 5 号
山下 恵子	古市町	条例第 4 条第 4 号	植松 忠司	大和郡山市	条例第 4 条第 5 号
藤次 弘	北永井町	条例第 4 条第 4 号	山中 尚	西大寺本町	条例第 4 条第 5 号
齋藤由紀子	神殿町	条例第 4 条第 4 号	増尾 正美	三重県伊賀市	条例第 4 条第 5 号
堀井 尚子	西九条町	条例第 4 条第 4 号	水野 輝久	京都府精華町	条例第 4 条第 5 号
吉田 太三	東九条町	条例第 4 条第 4 号	筑瀬 美一	東九条町	条例第 4 条第 5 号
鈴木 啓之	柴屋町	条例第 4 条第 4 号	松村 利郎	京都府加茂町	条例第 4 条第 5 号
鳥居 昌野	窪之庄町	条例第 4 条第 4 号	西川 弘俊	大阪市城東区	条例第 4 条第 5 号
米澤美代子	押熊町	条例第 4 条第 4 号	日野 孝	大阪市西区	条例第 4 条第 5 号
吉田 俊章	中山町	条例第 4 条第 4 号	豊島 澄一	高市郡高取町	条例第 4 条第 5 号
梶谷 昭子	秋篠三和町一丁目	条例第 4 条第 4 号	松田 進	若葉台三丁目	条例第 4 条第 5 号
今中 正夫	西大寺野神町一丁目	条例第 4 条第 4 号	小間 壽彦	大和高田市	条例第 4 条第 5 号
中西ヒサ子	疋田町二丁目	条例第 4 条第 4 号	中村 敏弘	古市町	条例第 4 条第 5 号
齋藤 佳代	西大寺国見町一丁目	条例第 4 条第 4 号	大久保喜三	狭川両町	条例第 4 条第 5 号
歌川 修	宝来一丁目	条例第 4 条第 4 号	西浦 和子	下狭川町	条例第 4 条第 5 号
山口 和男	西大寺新町一丁目	条例第 4 条第 4 号	中尾 義高	南紀寺町二丁目	条例第 4 条第 5 号
富澤 幸代	学園朝日元町一丁目	条例第 4 条第 4 号	福田 一雄	油阪町	条例第 4 条第 5 号
大倉 多恵	学園朝日元町一丁目	条例第 4 条第 4 号	溝畑 博文	生駒市	条例第 4 条第 5 号
兼松 佳子	学園南二丁目	条例第 4 条第 4 号	中西 八郎	疋田町二丁目	条例第 4 条第 5 号
大野 都	三碓一丁目	条例第 4 条第 4 号	竹村 義治	横井六丁目	条例第 4 条第 5 号
佐藤 彪	中登美ヶ丘一丁目	条例第 4 条第 4 号	和田 英夫	西大寺小坊町	条例第 4 条第 5 号
宮西 隆雄	富雄元町四丁目	条例第 4 条第 4 号	米田 勝美	白毫寺町	条例第 4 条第 5 号
細川 俊弘	富雄北二丁目	条例第 4 条第 4 号	上田喜己雄	北永井町	条例第 4 条第 5 号
平井 親司	学園中四丁目	条例第 4 条第 4 号	稲崎 孝	八島町	条例第 4 条第 5 号
津田 忠徳	学園中一丁目	条例第 4 条第 4 号	吉田 康次	此瀬町	条例第 4 条第 5 号
松本 光司	千代ヶ丘二丁目	条例第 4 条第 4 号	竹田 知弘	富雄北三丁目	条例第 4 条第 5 号
富岡 進	千代ヶ丘三丁目	条例第 4 条第 4 号	竹村 久男	南永井町	条例第 4 条第 5 号
大木 博	二名平野一丁目	条例第 4 条第 4 号	吉川健太郎	宝来一丁目	条例第 4 条第 5 号
大上賀津子	学園緑ヶ丘二丁目	条例第 4 条第 4 号	福井 忠詞	東九条町	条例第 4 条第 5 号
大湊 博子	東登美ヶ丘二丁目	条例第 4 条第 4 号	川口 充弘	白毫寺町	条例第 4 条第 5 号
高橋 澄子	東登美ヶ丘五丁目	条例第 4 条第 4 号	堀池 信雄	西登美ヶ丘五丁目	条例第 4 条第 6 号
而窪 勉子	杣ノ川町	条例第 4 条第 4 号	花本 樹芳	西登美ヶ丘三丁目	条例第 4 条第 6 号
谷口 澤子	右京五丁目	条例第 4 条第 4 号	中川 佳昭	疋田町	条例第 4 条第 6 号
古川千鶴子	朱雀一丁目	条例第 4 条第 4 号	明崎富美雄	秋篠早月町	条例第 4 条第 6 号
			掛樋 明	法蓮町	条例第 4 条第 6 号
			広畑 節代	毘沙門町	条例第 4 条第 6 号
			中山 美恵	西千代ヶ丘三丁目	条例第 4 条第 6 号
			奥本 清	川上町	条例第 4 条第 6 号

頼田 堯子	法蓮町	条例第 4 条第 6 号
乾 善重	田中町	条例第 4 条第 6 号
大木 博	二名平野一丁目	条例第 4 条第 6 号

善行表彰の部 (6 名、内 2 名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
襟立 瑛	堺市	条例第 5 条第 1 号
河野信子	鎌倉市	条例第 5 条第 1 号
岩本潤三	右京四丁目	条例第 5 条第 1 号
上條正幸	桜井市	条例第 5 条第 4 号

(平成 18年 2月 1日揭示済)

奈良市告示第 66号

平成 17年奈良市告示第 217号 (予防接種の実施) の一部を次のように改正する。

平成 18年 2月 2日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成 18年 2月 2日揭示済)

奈良市告示第 67号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59年奈良市条例第 23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 2月 2日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 2月 2日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 2月 2日揭示済)

奈良市告示第 68号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59年奈良市条例第 23号) 第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分します

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ロイヤルハート支援センター	奈良市恋の窪一丁目 4 - 15- 102	(所在地) 奈良市三条栄町 6 - 5 - 105 号	(所在地) 奈良市恋の窪一丁目 4 - 15- 102	平成 18年 2月 1日

(平成 18年 2月 3日揭示済)

奈良市告示第 71号

生活保護法 (昭和 25年法律第 14号) 第 54条の 2 第 4 項

ので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則 (昭和 59年奈良市規則第 35号) 第 5 条の規定により告示します。

平成 18年 2月 3日

奈良市長 藤原 昭

1 処分の根拠

移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 18年 2月 17日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 17年 11月 1日 から同月 2日 まで、同月 4日、同月 7日 から同月 10日 まで、同月 14日 から同月 18日 まで、同月 21日 から同月 22日 まで、同月 24日 から同月 25日

(平成 18年 2月 3日揭示済)

奈良市告示第 69号

生活保護法 (昭和 25年法律第 144号) 第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 2月 3日

奈良市長 藤原 昭

施術者	施術所		指定年月日
氏名	名称	所在地	
松村芳彦	松村はり・きゅう・指圧接骨院	奈良市神殿町 151 - 5	平成 18年 1月 23日

(平成 18年 2月 3日揭示済)

奈良市告示第 70号

生活保護法 (昭和 25年法律第 144号) 第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 18年 2月 3日

奈良市長 藤原 昭

において準用する同法第 50条の 2 の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 2月 3日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設 又は廃止した 事業の種類	廃止 年月日
名称	主たる事務所の 所在地		
サン薬局 宝 来北店	奈良市宝来四丁 目 7 - 15	居宅療養管理 指導	平成 13 年 10月 31日

(平成 18年 2月 3日 揭示済)

奈良市告示第 72号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 18年 2月 3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 18年 2月 3日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 18年 2月 3日 揭示済)

奈良市告示第 73号

平成 17年奈良市告示第 217号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。
平成 18年 2月 6日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成 18年 2月 6日 揭示済)

奈良市告示第 74号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 18年 2月 7日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 18年 2月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 18年 2月 7日 揭示済)

奈良市告示第 75号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 18年 2月 8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 18年 2月 8日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 18年 2月 8日 揭示済)

奈良市告示第 76号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成 18年 2月 8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 12月 27日 奈良市指令都整開第 05A- 44号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 18年 2月 8日 第 973号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市歌姫町 39番地の 2 及び 39番地の 4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市歌姫町 1131
吉崎 勝司

(平成 18年 2月 8日 揭示済)

奈良市告示第 77号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例施行規則（平成 17年奈良市規則第 23号）第 3 条第 2 項の規定により次のとおり臨時に開館します。
平成 18年 2月 8日

奈良市長 藤原 昭

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬観光会館	平成 18年 2月 16日(木)及び同月 23日(木)並びに同年 3月 2日(木)、同月 9日(木)、同月 16日(木)、同月 23日(木)及び同月 30日(木)

(平成 18年 2月 8日 揭示済)

奈良市告示第 78号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈

奈良市条例第 23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 2月 9日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 2月 9日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 2月 9日揭示済)

奈良市告示第 79号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 2月 10日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 18年 2月 10日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 18年 2月 10日揭示済)

奈良市告示第 80号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号) 第 55条において準用する同法第 50条の 2 の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 2月 10日

奈良市長 藤原 昭

施術者 氏名	施術所 名称 所在地		廃止 年月日
	森田 亮	吉祥寺鍼灸接骨院	
高垣陽子	吉祥寺鍼灸接骨院	奈良市富雄元町三丁目 1 - 13	平成 18年 2月 7日

(平成 18年 2月 10日揭示済)

奈良市告示第 81号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号) 第 55条において

準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 18年 2月 10日

奈良市長 藤原 昭

施術者 氏名	施術所 名称 所在地		指定 年月日
	森田 亮	祥あんマッサー ジセンター	
大東 昇	祥あんマッサー ジセンター	奈良市富雄元町三丁目 1 - 13	平成 18年 2月 8日

(平成 18年 2月 10日揭示済)

奈良市告示第 82号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号) 第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 2月 10日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 9月 13日 奈良市指令都整開第 05A- 26号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 18年 2月 10日 第 975号

(2) 公共施設 平成 18年 2月 10日 第 427号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市柏木町 528番地の 1、530番地の 1、531番地の 1 及び 540番地の 2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市西区児玉三丁目 35番 18号

株式会社 アルペン

代表取締役 水野 泰三

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市柏木町 528番地の 1、530番地の 1 及び 531番地の 1 の各一部

(平成 18年 2月 10日揭示済)

奈良市告示第 83号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号) 第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 18年 2月 10日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

- 平成 17年 12月 19日 奈良市指令都整開第 05A- 42号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
- (1) 開発行為 平成 18年 2月 10日 第 974号
- (2) 公共施設 平成 18年 2月 10日 第 426号
- 3 開発区域に含まれる地域
- 奈良市大宮町一丁目 32番地の 1 及び 32番地の 11の各一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 京都府城陽市寺田今堀 108- 13
- 松阪 進
- 松阪 喜美子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路
- 奈良市大宮町一丁目 32番地の 11の一部
- (平成 18年 2月 10日揭示済)

奈良市告示第 84号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 2月 13日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	辞退年月日
右京診療所	奈良市右京四丁目 14 - 24	平成 18年 1 月 25日
松岡医院	奈良市南城戸町 67	平成 18年 1 月 25日

(平成 18年 2月 13日揭示済)

奈良市告示第 85号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 2月 14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
- 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
- 平成 18年 2月 14日
- 3 移動対象区域
- 近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
- (平成 18年 2月 14日揭示済)

奈良市告示第 86号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈

良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 18年 2月 15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
- 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
- 平成 18年 2月 15日
- 3 移動対象区域
- 近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成 18年 2月 15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 4 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 18年 2月 1日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

- 1 入札に付する事項
- 送・配水管工事、市内北之庄西町一丁目地内他 6 件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
- 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 18年 2月 6日まで(奈良市の休日を含め定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 18年 2月 9日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 18年 2月 1日 掲示済)

奈良市水道局告示第 5号

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18年 2月 13日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書(昭和 55年奈良市水道局告示第 9号)の一部を次のように改正する。

別記第 1号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式

水道料金・下水道使用料 納入済通知書(督)

振替口座			
加入者名	奈良市水道事業管理者		
調定年月	使用者番号	下	区
水道料金	下水道使用料	合計金額(税込・円)	

**水道料金
下水道使用料
原符(奈良市水道局)**

年 月分
使用者番号

水道料金(円)
下水道使用料(円)
合計金額(税込・円)

振替口座
加入者名 奈良市水道事業管理者

**水道料金・下水道使用料
督促状兼領収書**

発行日 年 月 日

下記の金額を納期限までにお支払いください。

奈良市水道事業管理者 印

納期限 年 月 日

使用者番号	
水せん番号	口径
使用水量(m)	水道料金(円)
水道使用料(円)	合計金額(円)
消費税	消費税

年 月分
上記の金額を領収しました。
奈良市水道局企業出納員

(注)本書に領収印のないもの及び
金額を訂正したものは無効です。
(お客様保存)

取りまとめ郵便局
〒

この用紙は直接機械
に読み込ませますの
で折ったり、汚した
りしないでください。

領収日付印

領収日付印

(奈良市水道局・CVS店本部保存)

(取扱金融機関
CVS取扱店保存)

附 則

この告示は、平成 18年 2月 27日から施行する。
(平成 18年 2月 13日揭示済)

奈良市水道局告示第 6 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 18年 2月 15日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内下狭川町地内他 1 件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (8) 入札金額を訂正した入札
 - (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 8 入札参加申請
- 入札参加を申請する者は、告示日から平成 18年 2月 20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
- 平成 18年 2月 23日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (3) 問い合わせ先
- 奈良市法華寺町 264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 18年 2月 15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 2 号

平成 18年 2月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 5年奈良市教育委員会規則第 12号)第 3 条第 2 項の規定により告示します。
平成 18年 2月 9日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 日時
平成 18年 2月 14日(火) 午前 10時から
- 2 場所

- 奈良市役所北棟 3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
- 1 教育長報告
- (1) 平成 17年度 3月補正予算要求・内示額について
 - (2) 平成 18年度経常・政策経費予算内示額について
 - (3) 平成 18年度体育施設 抽選場所・抽選日・抽選時間について
- 2 議事
- 議案第 96号 平成 17年度奈良市立小・中・高等学校卒業式並びに奈良市立幼稚園修了式における奈良市教育委員会告辞及びお祝いのごとばについて
- 議案第 97号 平成 18年度奈良市教育目標について
- 議案第 98号 奈良市社会教育委員の委嘱について
- 議案第 99号 奈良市指定文化財について
- 議案第 100号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 3 その他
- (1) 教育委員会の後援にかかる事業について 2月～3月
- 傍聴受付は、開催日の午前 9時 00分から午前 9時 50分までで、定員 5名になり次第締め切ります。
(平成 18年 2月 9日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 7 号

平成 18年 1月 1日現在で調製した奈良市農業委員会委員選挙人名簿を、平成 18年 2月 23日から平成 18年 3月 9日までの間、毎日午前 8時 30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 18年 2月 10日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市役所 北棟 3階

選挙管理委員会事務局内

(平成 18年 2月 10日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 8 号

平成 18年 3月 2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成 18年 3月 3日から平成 18年 3月 7日までの間、毎日午前 8時 30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 18年 2月 10日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉 田 勝 二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市役所 北棟 3階

選挙管理委員会事務局内
(平成 18年 2月 10日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 9 号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成 18年 3月 3日から平成 18年 3月 7日までの間、毎日午前 8時 30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。
平成 18年 2月 10日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝 二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 北棟 3階
選挙管理委員会事務局内
(平成 18年 2月 10日 揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 3 号

農地法(昭和 27年法律第 229号)第 23条第 1項の規定に基づき、小作料の標準額を次のとおり定めたので、同条第 3項の規定により公示します。

平成 18年 2月 1日
奈良市農業委員長 大西 崇 夫

1 小作料の標準額(10アール当たり)

農地の区分		小作料の標準額	10アール当たり収 穫 量
田 の 部	A (上)	18,600円	530kg
		(12,200円)	
	B (中)	14,600円 (8,800円)	510kg
畑 の 部	C (下)	10,600円 (5,500円)	490kg
	上 畑	5,800円	
茶園の部	中 畑	4,200円	
	上 茶 園	31,500円	533kg
	中 茶 園	15,300円	524kg

注 田の部・小作料の標準額()内は、ライスセンター利用

2 適用時期

平成 18年 4月 1日より適用
(平成 18年 2月 1日 揭示済)

奈良市農業委員会告示第 4 号

奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程を次のよう

に定める。

平成 18年 2月 1日

奈良市農業委員長 大西 崇 夫

奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程

奈良市農業委員会規程(昭和 32年奈良市農業委員会告示第 2号)の一部を次のように改正する。

第 14条庶務係の部分中第 11号を削り、第 12号を第 11号とする。

附 則

この規程は、平成 18年 2月 1日から施行する。

(平成 18年 2月 1日 揭示済)

奈良市農業委員会告示第 5 号

奈良市農業委員会平成 18年 2月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和 32年農業委員会告示第 4号)第 3条第 1項の規定により告示します。

平成 18年 2月 6日

奈良市農業委員会

農地部会長 中島 信 男

記

1 日時

平成 18年 2月 13日(月)午後 1時 30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 北棟 6階 第 22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和 27年法律第 229号)第 3条、第 4条、第 5条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
- (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第 25条第 2項の規定による通知の受理について
- (6) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (7) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (8) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
- (9) 知事許可について(1月許可分)
- (10) 非農地証明について(1月分)

(平成 18年 2月 6日 揭示済)

奈良市農業委員会告示第 6 号

奈良市農業委員会平成 18年 2月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和 32年農業委員会告示第 4号)第 3条第 1項の規定により告示します。

平成 18年 2月 7日

奈良市農業委員会
農政部長 木本 馨
記

1 日時

平成 18年 2月 13日 (月) 午前 10時 00分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 北棟 6階 第 22会議室

3 議題

- (1) なら農業委員会だよりの発行について
- (2) その他

(平成 18年 2月 7日 揭示済)